

令和6年能登半島地震にかかる授業料の減免について

令和6年能登半島地震の被害によって特に経済的な支援が必要となった学生を対象に、2023年度後期・2024年度前期授業料の減免を行います。

1. 減免対象者

原則として災害救助法適用地域において、次のいずれかの要件に該当する学生

- ① 令和6年能登半島地震により、本人または主たる生計者の住居が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊した場合
- ② 令和6年能登半島地震により、本人または主たる生計維持者の住居が床上浸水した場合
- ③ 令和6年能登半島地震により、本人または主たる生計維持者の住居が全焼または半焼した場合
- ④ 令和6年能登半島地震により、主たる生計維持者の死亡・長期療養・失業・行方不明等で授業料の納付が困難な場合

※災害救助法適用地域については、内閣府HPで確認してください。

2. 減免の内容

2023年度後期・2024年度前期 授業料の全額免除

※2023年度後期授業料を納付済みの場合は、還付を行います。

3. 提出書類

1. 減免申請書
2. 授業料還付申請書 兼 口座振替依頼書
3. 下記の書類①～④のうちいずれか1点（必須）＋⑤（任意）
 - ① 罹災証明書
 - ② 医師の発行する診断書
 - ③ 災害による離職、解雇、倒産が分かる書類
 - ④ 行方不明であることを証明する書類
 - ⑤ その他罹災状況が客観的に認められる書類等

4. 申請期限

2024年3月15日（金）

※証明書提出に時間を要する場合は、事務室総務課までご相談ください。

5. 提出・問い合わせ先

神戸市立工業高等専門学校 事務室総務課 TEL (078) 795-3311

※提出は持参・郵送のどちらでも可。

〒651-2194 兵庫県神戸市西区学園東町8丁目3番地

<提出期限>
2024年3月15日(金)

<提出先>
高専事務室窓口

授業料等減免申請書（在学生用）

<令和6年能登半島地震>

2024年 月 日

神戸市公立大学法人 理事長 様

令和6年能登半島地震によって被災したため、証明書等必要書類を添えて2023年度後期ならびに2024年度前期の授業料（2023年10月～2024年9月分）の減免を申請いたします。

学生（名前）	（自署）	保証人 （保護者等）	（自署）
学籍番号		続柄	
学科・学年		住所	〒
住所	〒		
電話番号		電話番号	
申請理由 （該当するものに○）	・ 自宅が ①全壊 ②大規模半壊 ③中規模半壊 ④半壊 ⑤床上浸水 ⑥全焼 ⑦半焼 ・ 生計維持者が ①死亡 ②長期療養 ③失業等 ④行方不明		
被災状況の詳細を記入してください。			
<p><提出する被災状況証明書> ①～④のいずれか1点は必ず提出すること。⑤については任意。</p> <p><input type="checkbox"/> ①罹災証明書 <input type="checkbox"/> ②医師の発行する診断書 <input type="checkbox"/> ③被災による離職、解雇、倒産等が分かる書類 <input type="checkbox"/> ④行方不明であることが証明できる書類 <input type="checkbox"/> ⑤その他罹災状況が客観的に分かる書類等</p>			